

改正

平成19年6月25日条例第23号

平成26年3月24日条例第7号

荒尾市行政財産使用料条例

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第225条の規定に基づいて徴収する本市の行政財産の使用料（以下「使用料」という。）に関しては、他に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(使用料の納付)

第2条 法第238条の4第7項の規定による許可を受けて行政財産を使用する者は、使用料を納付しなければならない。

(使用料の額)

第3条 使用料の額は、別表のとおりとし、次に定めるところにより算定する。

- (1) 使用期間が1年に満たないものについては、月割りにより計算する。
- (2) 使用期間に、1月未満の端数があるときは、その端数については日割りにより計算する。
- (3) 1件の使用料の額が100円未満となる使用料は、これを100円とする。
- (4) 消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る使用料の額については、別表に掲げる算出方法により算定した額に消費税相当額及び地方消費税相当額を加算した額とする。

(使用料の減免)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額又は免除することができる。

- (1) 国、他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するとき。
- (2) 市の指導監督を受け、市の事務又は事業の用に供するとき。
- (3) 地震、火災、水災等の災害により行政財産の使用許可を受けた者が、当該財産を使用の目的に供し難いと認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に必要があると認めるとき。

(使用料の徴収方法)

第5条 使用料は、使用許可の際徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、納付すべき期限を別に指定し、又は分割して納付させることができる。

(使用料の不還付)

第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、公用又は公共用に供するため行政財産の使用の許可を取り消したときその他特別の理由があると認めるときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第8条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者には、その免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

2 前項に定めるもののほか、使用料に関する手続に違反した者には、5万円以下の過料に処する。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に許可を受けて行政財産を使用している者の使用料については、その許可期間が満了するまでの間、なお従前の例による。

附 則（平成19年6月25日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月24日条例第7号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	使用料の額
土地（年額）	使用する土地の前年度の固定資産税評価額に100分の4を乗じて得た額。ただし、電柱類を設置する場合は、電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）別表第1の規定の例により算定した額とする。
建物（年額）	使用する建物の前年度の固定資産税評価額に100分の7を乗じて得た額と当該建物の建て面積相当の土地使用料の額との合算額に当該建物のうち使用させる部分の延べ面積を乗じて当該建物の延べ面積で除して得た額

自動販売機、現金自動支払機その他これらに類するもの（年額）	使用する面積1平方メートル当たり11,429円。ただし、使用する面積に1平方メートル未満の端数が生じたときは、その使用する面積を1平方メートルとする。
その他	荒尾市道路占用料徴収条例（昭和26年条例第38号）別表の規定の例により算定した額
上記の区分により難い特殊な使用についての使用料は、市長が別に定める。	